

令和 8 年熊本地震における住宅の応急修理 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理（井戸等の修理）」実施要領

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和 8 年熊本地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いのうち、井戸等の修理について定めるものである。なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、令和 8 年 7 月 28 日付け健福第 385 号に基づく熊本県内（熊本市を除く）の 20 市町村（別紙 1）である。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
- ② 井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。
- ③ 以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
 - ・ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
 - ・ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと。
 - ・ 井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
- ④ 応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。
- ⑤ この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること。

（2）資力等の要件

災害のため、被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第 2 号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

（3）被災者が所有しない井戸等の取扱い

借家等の被災者が所有しない井戸等は、本来、その所有者が修理を行うものである^{*}が、法に基づく救助として行う被災した井戸等の応急修理は、井戸等を寸分たがわず元通りに戻す、又は井戸等の損害を補償するものではなく、生活の場

を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に飲用水の確保ができない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施する。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（賃貸人による修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（賃借人による修繕）

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

2 井戸等の応急修理の範囲及び基本的考え方

（1）井戸等の応急修理の範囲

井戸等の応急修理の対象範囲は、飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）について、実施することとする。

3 基準額等

（1）井戸等の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は、757,000円以内とする。

なお、井戸等の構成要素でないものや、井戸等の構成要素であるが、飲用水を取水する機能に直接的に影響しないものに係る修理は、効率的な場合には、併せて実施して差し支えないが、支出できる費用に含めず、自己負担とする。

（2）同一住宅（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、上記（1）の1世帯当たりの額以内とする。

（3）世帯ごとに別の住宅に居住する複数世帯が共同利用者（最大4世帯とする。）となる場合に、井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、当該井戸等の共有者となり、共同利用する世帯数に上記（1）の1世帯当たりの額を乗じた額以内とする。

井戸が損傷した複数の世帯が共同で井戸を掘削する場合であり、複数の個人が各住宅と一体不可分な共有施設として復旧するといえる場合において、次の条件を満たすときには、法の対象とできるものとする。

- ・各世帯が共同利用者となり、将来にわたって唯一の水源として使用及び維持管理をしていくことについて共有者として各共同利用者が合意していること。
- ・共同利用する各世帯で井戸を掘削する場合に比べ、費用が抑えられること。
- ・いずれかの住宅の敷地内にあること。
- ・共同利用する住宅の敷地が接していること。
- ・共同利用する住宅が4戸以下であること。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する井戸等相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは（別紙2図1）のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前（現況^注）、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。

注）ここでいう修理前（現況）の写真は、被災後の写真を想定している。ただし、洗浄の実施が可能な井戸等については、洗浄後の写真を想定している。（なお、洗浄を実施する場合、洗浄の実施前に写真を撮影し記録をしていることから、洗浄の実施の可否によらず、被災後であり、かつ、洗浄されていない状況については、写真が撮影され、記録されている。）

なお、応急修理の迅速化等の観点から、証拠写真のうち修理中のものについては省略しても差し支えないこと。

- ② 修理前（現況）又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前（現況）の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第9号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。）

6 関係様式

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（井戸等の修理）（様式第1号）
- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（共同での井戸等の修理）（様式第1号の2）
- ・井戸等の被害状況に関する申出書（井戸等の応急修理に関する参考資料）（様式第1号の3）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・修理見積書（様式第3号）
- ・洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書（様式第3号の2）
- ・応急修理依頼書（様式第4号）
- ・応急修理実施連絡書（様式第5号）
- ・請書（様式第6号）
- ・工事完了報告書（様式第7号）
- ・応急修理（修理前（現況）、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第8号）
- ・「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料（様式第9号）

附 則

この要領は、令和8年（2026年）9月8日から施行し、令和8年（2026年）7月28日から適用する。

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上
益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦
北郡津奈木町

(以上令和 8 年 7 月 28 日適用)

※熊本市は災害救助法の適用を受けたが、救助実施市であるため別途実施

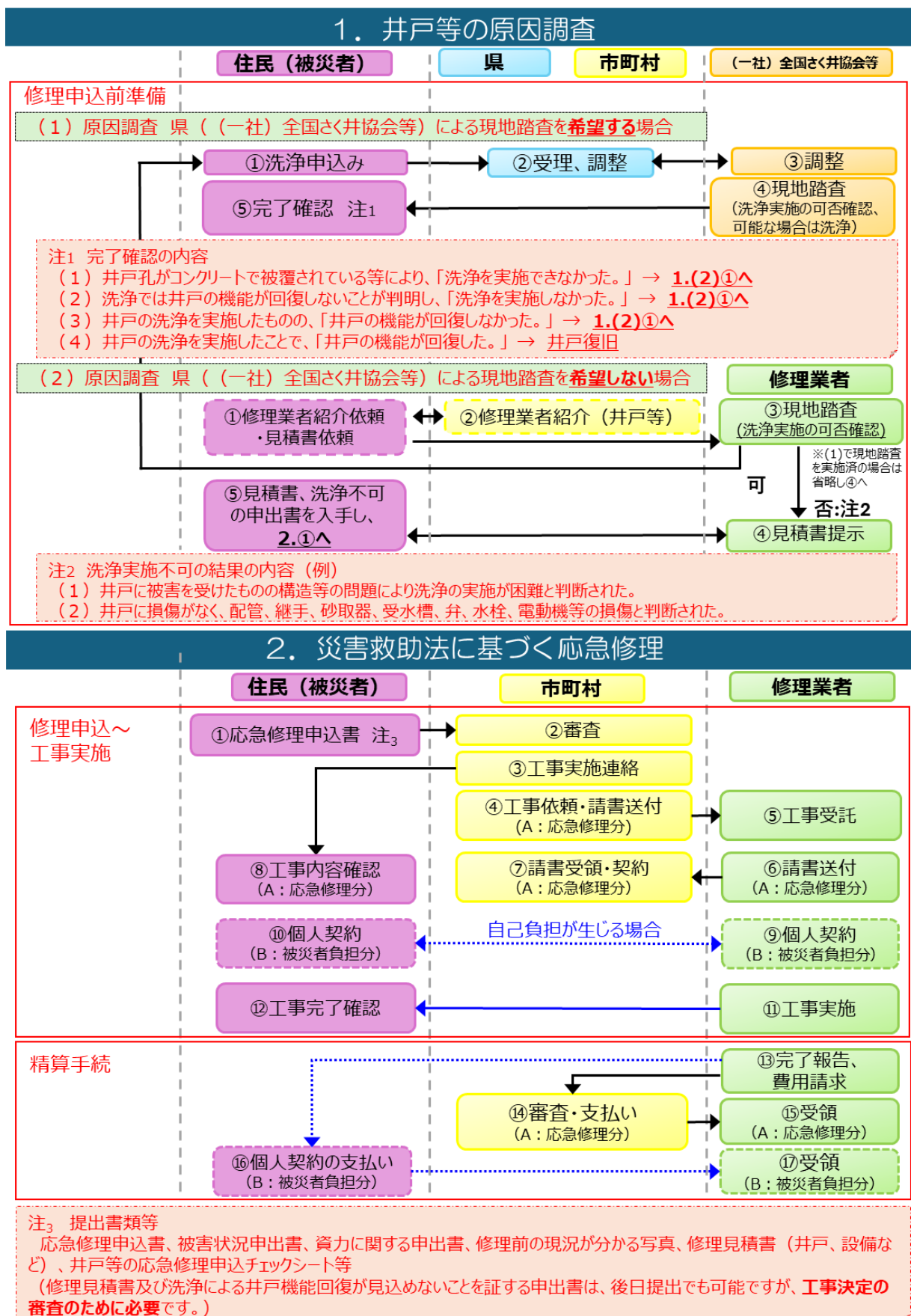
(参考)

井戸等の応急修理に係る県と市町村の事務分担

実施項目	都道府県業務	市町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（環境、水道土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 一般社団法人全国さく井協会等による井戸の現地踏査、洗浄の調整、実施	○	—
④ 修理業者への業務内容説明	○	○
⑤ 井戸等の応急修理に関する相談窓口の設置（障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）	—	○
⑥ 被災者からの申込様式の作成	○	—
⑦ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○	—
⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査（井戸等の状況の確認、聞き取り）（被災者への十分な説明）	—	○
⑨ 修理見積書の確認	—	○
⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行 修理業者からの請書の徴収	—	○
⑪ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、応急修理（修理前（現況）、修理中、修理後）工事写真台帳の添付について説明	—	○
⑫ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施	—	○
⑬ 修理業者からの請求書の提出の確認	—	○
⑭ 修理業者に対する負担行為・支払い	—	○

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図 1 井戸等の応急修理の手続き及び流れ



様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書（井戸等の修理）

〇〇市町村長 殿

井戸等の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、井戸等の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（TEL）】（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】

- 1 被災日時 令和 年 月 日
- 2 災害名 （災害名称） 令和 8 年熊本地震による災害
- 3 井戸に関する状況

チェック	水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段です。 また、以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないことから、井戸等を修理しない場合、自宅に住むことができません。 ☐ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。 ☐ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。 ☐ 井戸に損傷がなく、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷です。
チェック	井戸等を修理することで自宅に住み続けることができます。（例①：全壊しているが修理する。例②：半壊等しており修理する（解体しない。）。例③：一部損壊だが修理不要。例④：被害がない。）
チェック	わたしの現在の収入や状況では修理をすることが困難です。（ここで確認した場合、様式第 2 号「資力に関する申出書」は不要です。）
チェック	この申込みにかかる応急修理により井戸の機能が回復した場合、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力をします。

注）該当する場合には左の枠内に該当する旨の記号（「✓」や「レ」等）を付けてください。

自治体記入欄	受付欄
	市町村にて受付日・受付番号を記載

災害救助法の住宅の応急修理申込書（共同での井戸等の修理）

〇〇市町村長 殿

井戸等の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、井戸等の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【共同で復旧させようとする井戸※の所在地】

注) 【現在の住所】と同じ場合は記入不要。

【現在の連絡先（TEL）】 (自宅・携帯・勤務先・その他)

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏名】 (共同で復旧させようとする井戸※が敷地内にある世帯の代表者)

（当該井戸※を共有し共同で利用する世帯の代表者）

1 被災日時 令和 年 月 日

2 災害名 (災害名称) 令和8年熊本地震による災害

3 井戸に関する状況

	水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、当該井戸※を復旧させることが飲用水を得る唯一の手段であり、共同で井戸を復旧させようとする場合は、今後、将来にわたって唯一の水源として使用及び維持管理することについて、申込世帯全員合意しています。また、以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないことから、井戸等を修理しない場合、自宅に住むことができません。 ☐ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。 ☐ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。 ☐ 井戸に損傷がなく、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷です。 ☐ 被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共用するためのポンプ・配管等整備です。
チェック	
	井戸等を修理することで自宅に住み続けることができます。（例①：全壊しているが修理する。例②：半壊等しており修理する（解体しない。）。例③：一部損壊だが修理不要。例④：被害がない。）
チェック	
	わたしの現在の収入や状況では修理をすることが困難です。（ここで確認した場合、様式第2号「資力に関する申出書」は不要です。）
チェック	
	この申込みにかかる応急修理により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力をします。
チェック	

注) 該当する場合には左の枠内に該当する旨の記号 (「✓」や「レ」等) を付けてください。

自治体記入欄	受付欄
	市町村にて受付日・受付番号を記載

井戸等の被害状況に関する申出書
(井戸等の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく井戸等の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、飲用水を得る途を失った方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、取水器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）です。

修理対象箇所

注）井戸、配管、継手、取水器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等から、修理を要する箇所について具体的に記載してください。

2 被害状況について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

- ☐ 井戸等の基礎^{注)}が被災により破損、変形等しており、飲用水の取水に支障がある。

注) 井戸等の基礎：地表面の井戸開口部を保護するための基礎や、電動機（電動ポンプ）・制御盤を設置するための基礎、配管を固定するための基礎等

- ☐ 井戸等の構成要素が被災により破損、変形等しており、飲用水の取水に支障がある。

- ☐ 飲用水の取水に支障がない、井戸等の基礎、構成要素のみの不具合がある。
→ 制度の対象外です。

- ☐ 井戸の構成要素でない箇所や、井戸等の構成要素ではあるものの飲用水を取水する機能に直接的に影響しない箇所（装飾的な部位など）に不具合がある。
→ 制度の対象外です。

様式第2号

資力に関する申出書

〇〇市町村長 殿

私、_____は、令和8年熊本地震のため、自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受けております。

井戸等を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力がない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

(借家等の井戸等所有者)

現住所

氏 名

様式第3号

修理見積書

見積金額（総工事費） 円（消費税及び地方消費税込）

□「井戸等の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円（消費税及び地方消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円（消費税及び地方消費税込）

工事内訳は別紙（※2、3）のとおり
（工事内訳は、普段使用している見積書を添付してください。）

※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

＜限度額＞ 1世帯当たりの限度額は、757,000円の範囲内とする。

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付すること。

工事費の内訳は、修理業者指定の様式で差し支えありませんが、
応急修理の対象となる工事の内容を明記すること。

※3 県外事業者が施工する場合であり、「掛かり増し経費に対する補助」を申請する場合は、見積金額に含めないこと。

※4 市町村は、応急修理の受付時に工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に ○ を付けること。

〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住所	
氏名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者

様式第3号の2

洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書

〇〇市町村長 殿

修理業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和8年熊本地震による災害
自治体名	
修理物件	邸における井戸等 (住所：)
調査日	令和 年 月 日

邸における井戸等の修理に際し、「構造等の問題により洗浄の実施が困難」又は「井戸そのものには損傷がないが、井戸等の構成要素の損傷により、井戸としての機能を失っている」ことから、下記のとおり、「洗浄の実施が困難であることの妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

【井戸等の状況】

邸における井戸等の設置図面

※井戸孔がコンクリートで被覆されている。井戸が軒下にある等、洗浄の実施が困難と判断された場合は、その根拠となった状況を記載するとともに、現地の状況がわかる写真等を貼付してください。

※井戸等の構成要素の損傷であり、洗浄による井戸機能の回復は見込めないと判断された場合は、その根拠となった状況を記載するとともに、写真等を貼付してください。

例)

- ・採水層と異なる砂礫等が吸い上がっており、管の目詰まり等ではなく、破損が明らかであることから洗浄では機能が回復しない。
- ・発災後〇ヶ月の間生活用水として利用しており、濁水の解消に至らないことから、管の目詰まり等ではなく、井戸以外の設備損傷が原因であることから、洗浄では機能が回復しない。

※受付後は最後に綴ってください。

「井戸等の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

- ☐ 災害救助法の住宅の応急修理申込書（井戸等の修理）（様式第1号）又は、災害救助法の住宅の応急修理申込書（共同での井戸等の修理）（様式第1号の2）
- ☐ 井戸等の被害状況に関する申出書（様式第1号の3）
- ☐ 修理前の現況が分かる写真
- ☐ 資力に関する申出書（様式第2号）
→ 借家等の場合 ☐ 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
- ☐ 修理見積書（様式第3号）
（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
- ☐ 洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書（様式第3号の2）
（※「一般社団法人全国さく井協会等による井戸の現地踏査、洗浄」を実施していない場合、提出が必要です。後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）

【対象者要件】

○ 以下の要件に該当しますか？

- ☐ 水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段です。
- ☐ 以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸の機能回復が見込めないことから、井戸を修理しない場合、自宅に住むことができません。
 - ・ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。
 - ・ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。
 - ・ 井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により井戸としての機能を失っています。
 - ・ 被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共有し、共同で利用するためのポンプ・配管等整備です。

【修理見積書依頼状況】

- ☐ 依頼済・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- ☐ 未依頼（修理業者の当てはある）
- ☐ 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者

令和 年 月 日

応急修理依頼書

(修理業者)

様

〇〇市町村長

次の被災者に係る井戸等について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「応急修理（修理前（現況）、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第 8 号）」と併せて「工事完了報告書（様式第 7 号）」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象井戸等の所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円（応急修理分）

注）見積金額に変更が生じることが判明した場合、遅滞なく市町村窓口、被災者（修理申込者）に申し出ること。

(添付書類)

修理見積書（写）

令和 年 月 日

応急修理実施連絡書

(被災者)

_____ 様

〇〇市町村長

被災された次の井戸等について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象井戸等の所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円 (応急修理分)

5 応急修理実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(添付書類)

応急修理依頼書 (写)、修理見積書 (写)

請 書

印紙
貼付

- 1 件 名 : 邸の井戸等における応急修理業務
- 2 履行場所 :
- 3 履行期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額 : 金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証 : 免除
- 6 請求条件 : 市町村の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法 : 完了後払
- 8 申込書受付番号 : 令和 年 月 日 第 号

〇〇市町村契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）を遵守し、協議等の結果を承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

受注者 : 住所

氏名

令和 年 月 日

工事完了報告書

〇〇市町村長 様

(修理業者)

次の被災者井戸等について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象井戸等の所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・ 修理見積書（写）
- ・ 応急修理（修理前（現況）、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第8号）

様式第 8 号

応急修理（修理前（現況）、修理中、修理後）工事写真台帳
《 邸の井戸等における応急修理状況報告》

（ 1 / ）

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の 説明		
修理前 （現況） 写真	修理前 （現況） 写真	
	▼	▼
修理中 写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後 写真	修理後写真	

（※修理申込者記入）上記の内容を確認しました。

住 所	
氏 名	

《 邸の井戸等における応急修理状況報告》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 (現況) 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

(※修理申込者記入) 上記の内容を確認しました。

住 所	
氏 名	

《 邸の井戸等における応急修理状況報告》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 (現況) 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

(※修理申込者記入) 上記の内容を確認しました。

住 所	
氏 名	

適宜、ページは増やしてください。

様式第9号

令和 年 月 日

「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料

〇〇市町村長 殿

修理業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和8年熊本地震による災害
自治体名	
修理物件	邸における井戸等 (住所：)
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
修理金額	円 (自己負担分 円)

邸における井戸等の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

邸図面（１階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

邸図面（２階）

※損傷箇所が判るようにすること

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1

（修理箇所名）	（破損状況説明）	
（破損材料）		（交換材料）

2

（修理箇所名）	（破損状況説明）	
（破損材料）		（交換材料）

3

（修理箇所名）	（破損状況説明）	
（破損材料）		（交換材料）

4

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)

5

(修理箇所名)	(破損状況説明)	
(破損材料)		(交換材料)